



鳥取県公報

平成12年 3月28日(火)
号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例（会計課） 3

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県手数料徴収条例

1 趣旨（第1条関係）

地方自治法第227条の規定により徴収する手数料については、他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによることとした。

2 手数料の徴収（第2条関係）

ア 次に掲げる事務については、所定の手数料を徴収することとした。

- (1) 行政書士法に基づく行政書士試験の実施
- (2) 旅券法に基づく一般旅券の発行等
- (3) 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録等
- (4) 租税特別措置法に基づく特定住宅用地の譲渡の認定等
- (5) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可等
- (6) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付
- (7) 児童福祉法に基づく保育士試験の実施
- (8) 大麻取締法に基づく大麻取扱者免許等
- (9) 保健婦助産婦看護婦法に基づく准看護婦の免許等
- (10) 医療法に基づく病院等の開設の許可等
- (11) 死体解剖保存法に基づく死体の保存の許可等
- (12) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造業の登録等
- (13) 旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく診療エックス線技師免許証の再交付等
- (14) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤施用機関の指定等
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬卸売業者の免許等
- (16) 歯科技工士法に基づく歯科技工士試験の実施等
- (17) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の登録等
- (18) 薬事法に基づく薬局の開設の許可等
- (19) 栄養士法に基づく栄養士の免許等
- (20) 母体保護法に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付等
- (21) 調理師法に基づく調理師の免許等
- (22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可等
- (23) 温泉法に基づく土地の掘削の許可等
- (24) クリーニング業法に基づくクリーニング所の検査等
- (25) と畜場法に基づくと畜場の設置の許可等
- (26) 製菓衛生師法に基づく製菓衛生師の免許等

- (27) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物清掃業の登録等
- (28) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥処理の事業の許可等
- (29) 消防法に基づく移送取扱所の設置の許可等
- (30) 火薬類取締法に基づく火薬類販売業の許可等
- (31) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可等
- (32) 武器等製造法に基づく猟銃等の製造の事業の許可等
- (33) 電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付等
- (34) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業の登録等
- (35) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業の登録等
- (36) 計量法に基づく特定計量器の検定等
- (37) 貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業の登録等
- (38) 通訳案内業法に基づく通訳案内業の免許等
- (39) 旅行業法に基づく旅行業の登録等
- (40) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許等
- (41) 肥料取締法に基づく普通肥料の登録等
- (42) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関の登録
- (43) 大豆なたね交付金暫定措置法に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録等
- (44) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく販売業の登録等
- (45) 家畜商法に基づく家畜商の免許等
- (46) 家畜改良増殖法に基づく家畜人工受精師の免許等
- (47) 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査等
- (48) 養ほう振興法に基づく転飼の許可
- (49) 家畜取引法に基づく家畜市場の登録等
- (50) 養鶏振興法に基づく標準鶏の認定等
- (51) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく狩猟免状の交付等
- (52) 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等
- (53) 漁業法に基づく漁業の免許等
- (54) 漁船法に基づく漁船の登録等
- (55) 船舶法に基づく船籍票の交付等
- (56) 輸出水産物の振興に関する法律に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録
- (57) 建設業法に基づく建設業の許可等
- (58) 土地収用法に基づく紛争のあっせん等
- (59) 建設機械抵当法に基づく建設機械の打刻又は検認
- (60) 浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録等
- (61) 道路法に基づく車両の通行の許可
- (62) 都市計画法に基づく開発行為の許可等
- (63) 採石法に基づく採石業の登録等
- (64) 砂利採取法に基づく砂利採取業の登録等
- (65) 建築士法に基づく2級建築士又は木造建築士の免許等
- (66) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許等
- (67) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等
- (68) 積立式宅地建物販売業法に基づく積立式宅地建物販売業の許可
- (69) 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業の許可
- (70) 教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等

- (71) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録等
- イ 次に掲げる手数料については、それぞれ次に定める者に納めさせ、その者の収入とすることとした。
- (1) 行政書士試験手数料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者
 - (2) 食鳥検査手数料 食鳥検査に関する事務を行う者
 - (3) 危険物取扱者試験手数料 危険物取扱者試験の実施に関する事務を行う者
 - (4) 消防設備士試験手数料 消防設備士試験の実施に関する事務を行う者
 - (5) 火薬類製造保安責任者試験等手数料 火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者
 - (6) 製造保安責任者試験等手数料 製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者
 - (7) 液化石油ガス設備士試験手数料 液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行う者
 - (8) 技能検定手数料 鳥取県職業能力開発協会
 - (9) 経営事項審査手数料の一部 経営状況の分析を行う者
 - (10) 2級建築士試験等手数料 2級建築士試験等の実施に関する事務を行う者
 - (11) 宅地建物取引主任者資格試験手数料 宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行う者
- 3 手数料の減免 (第3条関係)
- 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとした。
- 4 既納の手数料 (第4条関係)
- 既に納付した手数料は、還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。
- 5 経費の徴収 (第5条関係)
- 知事は、2のアに掲げる事務に関し旅費その他の経費を支出した場合において必要があると認めるときは、手数料のほかに当該経費を徴収することができることとした。
- 6 過料 (第6条関係)
- 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することとした。
- 7 委任 (第7条関係)
- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 8 施行期日等
- ア この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。
- イ 次の条例は、廃止することとした。
- (1) 鳥取県軍歴証明手数料条例
 - (2) 鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例
 - (3) 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例
 - (4) 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例
 - (5) 鳥取県建設業許可等証明手数料条例
 - (6) 鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例

条 例

鳥取県手数料徴収条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

鳥取県手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料については、他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数を徴収する。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき7,000円
- (2) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円
- (3) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第8条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円
- (4) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正 1件につき200円
- (5) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第3項において準用する同法第5条の規定に基づく一般旅券の再発給 1件につき1,600円
- (6) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補 1件につき500円
- (7) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定 1件につき47,000円
- (8) 租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき43,000円
- (9) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録 1件につき15,600円
- (10) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録 1件につき12,400円
- (11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき63,000円
- (12) 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可 1件につき33,000円
- (13) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1件につき7,000円
- (14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1件につき700円
- (15) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき8,700円
- (16) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許 1件につき6,700円
- (17) 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更 1件につき3,200円
- (18) 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付 1件につき3,200円
- (19) 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第8条（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護婦又は准看護師の免許 1件につき5,600円
- (20) 保健婦助産婦看護婦法第18条（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護婦試験の実施 1件につき6,900円

- (21) 保健婦助産婦看護婦法第28条（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護婦試験合格証明書の交付 1件につき3,000円
- (22) 保健婦助産婦看護婦法第52条第1項の助産婦名簿の謄本の交付 用紙1枚につき4,300円
- (23) 保健婦助産婦看護婦法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項（同令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護婦免許証、保健婦免状又は看護婦免状の書換え交付 1件につき3,400円
- (24) 保健婦助産婦看護婦法施行令第7条第2項（同令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護婦免許証、保健婦免状又は看護婦免状の再交付 1件につき4,100円
- (25) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院等の開設の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 病院 1件につき41,000円
- イ 診療所 1件につき18,000円
- ウ 助産所 1件につき11,000円
- (26) 医療法第27条の規定に基づく病院等の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 病院 1件につき43,000円
- イ 診療所 1件につき22,000円
- ウ 助産所 1件につき16,000円
- (27) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可 1件につき3,400円
- (28) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の6第1項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 製造業又は輸入業 1件につき27,200円
- イ 販売業 1件につき14,700円
- (29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 登録の申請 1件につき20,600円
- イ 登録の変更の申請 1件につき3,200円
- (30) 毒物及び劇物取締法第4条第4項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円
- イ 販売業の登録の更新 1件につき6,400円
- ウ 製造業又は輸入業の登録の更新（アに掲げるものを除く。）の申請の経由事務 1件につき6,800円
- (31) 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施 1件につき10,500円
- (32) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理することとされている毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円
- (33) 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円
- (34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 1件につき4,000円
- (35) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりな

- おその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付 1件につき4,200円
- (36) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第286号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付 1件につき3,700円
- (37) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定 1件につき3,900円
- (38) 覚せい剤取締法第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請の經由事務 1件につき17,600円
- (39) 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関等の指定証の再交付に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき2,700円
- イ 覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請の經由事務 1件につき2,900円
- (40) 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者等の指定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 覚せい剤原料取扱者 1件につき11,500円
- イ 覚せい剤原料研究者 1件につき3,900円
- (41) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者等の免許次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 麻薬卸売業者 1件につき14,600円
- イ 麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者 1件につき3,900円
- (42) 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項（同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付 1件につき2,700円
- (43) 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者等の免許 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 向精神薬卸売業者 1件につき14,600円
- イ 向精神薬小売業者 1件につき3,900円
- (44) 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録 1件につき3,900円
- (45) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験の実施 1件につき36,000円
- (46) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付 1件につき3,000円
- (47) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録 1件につき80,000円
- (48) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更 1件につき61,000円
- (49) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の9の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換

え交付又は再交付 1件につき8,200円

- (50) 薬事法(昭和35年法律第145号)第5条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき29,000円
- (51) 薬事法第5条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき11,000円
- (52) 薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき29,000円
- (53) 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円
- (54) 薬事法第26条第3項ただし書の規定に基づく医薬品の販売又は授与の許可 1件につき7,100円
- (55) 薬事法第33条第1項の規定に基づく配置販売従事者の身分証明書の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 新たな身分証明書の交付 1件につき7,100円
 - イ 身分証明書の書換え交付 1件につき2,000円
 - ウ 身分証明書の再交付 1件につき2,900円
- (56) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造業	
(1) 薬事法施行令第1条の2の2第1項第1号から第8号までに掲げる医薬品(以下「特別審査対象外医薬品」という。)のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき69,400円
(2) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの(以下「薬局製造業」という。)	1件につき11,000円
(3) その他のもの	1件につき114,000円
2 医薬部外品の製造業	
(1) 薬事法施行令第1条の2の2第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品(以下「特別審査対象外医薬部外品」という。)のみを製造するもの	1件につき34,800円
(2) その他のもの	1件につき79,400円
3 化粧品等の製造業	1件につき34,800円
4 医療用具の製造業	
(1) 薬事法施行令別表第2に掲げる医療用具(以下「特別審査対象外医療用具」という。)のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき69,400円
(2) 専ら既存の医療用具の修理を行うもの(以下「医療用具専業修理業」という。)	1件につき69,400円
(3) その他のもの	1件につき114,000円

- (57) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造業	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき47,600円
(2) 薬局製造業	1件につき5,600円

(3) その他のもの	1件につき83,100円
2 医薬部外品の製造業	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを製造するもの	1件につき22,200円
(2) その他のもの	1件につき57,700円
3 化粧品の製造業	1件につき22,200円
4 医療用具の製造業	
(1) 特別審査対象外医療用具のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき47,600円
(2) 医療用具専門修理業	1件につき47,600円
(3) その他のもの	1件につき83,100円

(58) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき195,200円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき34,500円

(ウ) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの 1件につき90円

(エ) その他のもの 1件につき69,300円

イ 医薬部外品 1件につき34,000円

(59) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき93,600円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき20,300円

(ウ) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの 1件につき90円

(エ) その他のもの 1件につき30,100円

イ 医薬部外品 1件につき20,300円

(60) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第18条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)に基づく製造品目若しくは区分又は輸入品目の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品に係る品目の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき16,300円
(2) 薬局製造業に係るもの	1件につき90円
(3) その他のもの	1件につき33,400円
2 医薬品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬品のみに係る区分であるもの	1件につき47,600円

(2) その他のもの	1件につき83,100円
3 医薬部外品に係る品目の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの	1件につき15,900円
(2) その他のもの	1件につき33,000円
4 医薬部外品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬部外品のみに係る区分であるもの	1件につき30,100円
(2) その他のもの	1件につき65,600円
5 化粧品に係る品目の変更又は追加	1件につき15,900円
6 化粧品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	1件につき30,100円
7 医療用具に係る品目の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医療用具のみであるもの	1件につき16,300円
(2) その他のもの	1件につき33,400円
8 医療用具に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医療用具のみに係る区分であるもの	1件につき47,600円
(2) その他のもの	1件につき83,100円
9 医療用具に係る薬事法施行令第1条の3の2第1項の区分の変更又は追加	1件につき17,500円

(61) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第22条第1項の規定に基づく医薬品等の輸入販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを輸入するもの	1件につき69,400円
(2) その他のもの	1件につき114,000円
2 医薬部外品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを輸入するもの	1件につき34,800円
(2) その他のもの	1件につき79,400円
3 化粧品の輸入販売業	1件につき34,800円
4 医療用具の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医療用具のみを輸入するもの	1件につき69,400円
(2) その他のもの	1件につき114,000円

(62) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第22条第3項の規定に基づく医薬品等の輸入販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを輸入するもの	1件につき47,600円
(2) その他のもの	1件につき83,100円

2 医薬部外品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを輸入するもの	1件につき22,200円
(2) その他のもの	1件につき57,700円
3 化粧品の輸入販売業	1件につき22,200円
4 医療用具の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医療用具のみを輸入するもの	1件につき47,600円
(2) その他のもの	1件につき83,100円

- (63) 薬事法施行令第1条の4の3第1項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円
- (64) 薬事法施行令第1条の4の4第1項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円
- (65) 薬事法施行令第3条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円
- (66) 薬事法施行令第4条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円
- (67) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許 1件につき5,600円
- (68) 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第1条第1項の規定に基づく栄養士の免許証の訂正 1件につき3,200円
- (69) 栄養士法施行令第1条第2項の規定に基づく栄養士の免許証の再交付 1件につき3,600円
- (70) 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)第1条第1項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付 1件につき4,000円
- (71) 母体保護法施行令第1条第2項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付 1件につき3,100円
- (72) 母体保護法施行令第3条の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の訂正 1件につき2,400円
- (73) 母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証又は標識の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 指定証 1件につき2,800円
- イ 標識 1件につき2,500円
- (74) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定に基づく調理師の免許 1件につき5,600円
- (75) 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施 1件につき6,100円
- (76) 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)第13条第1項の規定に基づく調理師免許証の書換え交付 1件につき3,200円
- (77) 調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく調理師免許証の再交付 1件につき3,600円
- (78) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 1件につき130,000円
- イ その他の一般廃棄物処理施設 1件につき110,000円
- (79) 廃棄物処理法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 1件につき120,000円
- イ その他の一般廃棄物処理施設 1件につき100,000円
- (80) 廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 1件につき81,000円
- (81) 廃棄物処理法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 1件につき73,000円
- (82) 廃棄物処理法第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 1件につき100,000円

- (83) 廃棄物処理法第14条第5項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 1件につき94,000円
- (84) 廃棄物処理法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業等の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 産業廃棄物収集運搬業 1件につき71,000円
 - イ 産業廃棄物処分業 1件につき92,000円
- (85) 廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 1件につき81,000円
- (86) 廃棄物処理法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 1件につき74,000円
- (87) 廃棄物処理法第14条の4第4項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 1件につき100,000円
- (88) 廃棄物処理法第14条の4第5項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 1件につき95,000円
- (89) 廃棄物処理法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業等の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業 1件につき72,000円
 - イ 特別管理産業廃棄物処分業 1件につき95,000円
- (90) 廃棄物処理法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 1件につき140,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設 1件につき120,000円
- (91) 廃棄物処理法第15条の2の4第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 1件につき130,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設 1件につき110,000円
- (92) 廃棄物処理法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録 1件につき40,000円
- (93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可 1件につき120,000円
- (94) 温泉法第8条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円
- (95) 温泉法第12条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円
- (96) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査 1件につき16,000円
- (97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき5,600円
- (98) クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験の実施 1件につき7,000円
- (99) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条第2項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正 1件につき2,900円
- (100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき3,400円
- (101) と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項の規定に基づくと畜場の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 一般と畜場 1件につき22,000円
 - イ 簡易と畜場 1件につき10,000円
- (102) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許 1件につき5,600円
- (103) 製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施 1件につき9,400円
- (104) 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第5条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の書換え

- 交付 1件につき2,800円
- (105) 製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の再交付 1件につき3,500円
- (106) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号から第5号までに掲げる事業 1件につき35,000円
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業 1件につき45,000円
- (107) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。)第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可 1件につき19,000円
- (108) 食鳥検査法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可 1件につき10,000円
- (109) 食鳥検査法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前7時30分から午後4時15分までの間に行うもの 1羽につき3円
- イ その他のもの 1羽につき4円
- (110) 食鳥検査法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定 1件につき5,500円
- (111) 食鳥検査法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定 1件につき2,300円
- (112) 消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項前段の規定に基づく移送取扱所の設置の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(イに掲げるものを除く。) 1件につき21,000円
- イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上の移送取扱所で、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 1件につき87,000円
- ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 1件につき87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加算した額
- (113) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく移送取扱所の変更の許可 前号に定める額の2分の1の額
- (114) 消防法第11条第5項の規定に基づく移送取扱所の完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 移送取扱所の設置に係るもの 第112号に定める額の2分の1の額
- イ 移送取扱所の変更に係るもの 第112号に定める額の4分の1の額
- (115) 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認 1件につき5,400円
- (116) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき2,800円
- (117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき5,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき3,400円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき2,700円
- (118) 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき4,700円
- (119) 消防法第14条の3第1項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上の移送取扱所で、危険物を移

- 送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 1件につき70,000円
- イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 1件につき70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加算した額
- (120) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき2,800円
- (121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,000円
- イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,400円
- (122) 消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施 1件につき7,000円
- (123) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円
- イ 危険物の規制に関する政令第33条第5号に掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき1,600円
- (124) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,800円
- (125) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円
- イ 消防法施行令第36条の4第5号に掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき1,600円
- (126) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付 1件につき1,800円
- (127) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第5条の規定に基づく火薬類販売業の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 競技用紙雷管のみを販売するもの 1件につき25,000円
- イ その他のもの 1件につき110,000円
- (128) 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置等の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬庫の設置又は移転 1件につき73,000円
- イ 火薬庫の構造又は設備の変更 1件につき8,300円
- (129) 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類(同法第50条の2第1項に規定する火薬類を除く。以下この号から第131号までにおいて同じ。)の譲渡又は譲受けの許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬類の譲渡 1件につき1,200円
- イ 火工品のみの譲受け 1件につき2,400円
- ウ その他の譲受け
- (ア) 火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合 1件につき3,500円
- (イ) その他の場合 1件につき6,900円
- (130) 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 1件につき12,000円
- イ その他の場合 1件につき25,000円
- (131) 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類(煙火に限る。)の消費の許可 1件につき7,900円

- (132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき12,000円
- イ 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付 1件につき2,400円
- (133) 火薬類取締法第31条第7項において準用する同法第17条第8項の規定に基づく火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付 1件につき2,400円
- (134) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第12条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類製造業の許可 1件につき220,000円
- (135) 火薬類取締法施行令第12条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第15条の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 火薬類の製造施設に係るもの 1件につき41,000円
- イ 火薬庫の設置又は移転の工事に係るもの 1件につき41,000円
- ウ 火薬庫の構造又は設備の変更の工事に係るもの 1件につき23,000円
- (136) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者(2に掲げる者を除く。)	
(1) 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき560,000円
(2) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき340,000円
(3) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき220,000円
(4) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき140,000円
(5) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき110,000円
(6) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき86,000円
(7) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき68,000円
(8) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき54,000円
(9) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき31,000円
2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用するもの	
(1) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき91,000円
(2) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき75,000円
(3) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1件につき60,000円
(4) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき44,000円
(5) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき27,000円
(6) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき21,000円
(7) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき16,000円

(8) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円
(9) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円
(10) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき7,400円
3 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に規定する者	
(1) 冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき110,000円
(2) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき87,000円
(3) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき68,000円
(4) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき54,000円
(5) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき36,000円

(137) 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の変更の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者（2に掲げる者を除く。）	
(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たな設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この表において同じ。）と比べて1,000万立方メートル以上増加するもの	1件につき370,000円
(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加するもの	1件につき220,000円
(3) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加するもの	1件につき150,000円
(4) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加するもの	1件につき93,000円
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて25,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加するもの	1件につき69,000円
(6) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加するもの	1件につき61,000円
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加するもの	1件につき57,000円
(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加するもの	1件につき39,000円
(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて200立方メートル未満増加するもの	1件につき26,000円
(10) その他のもの	1件につき16,000円
2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であつて、移動式製造設備のみを使用するもの	
(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて1,000万立方メートル以上増加するもの	1件につき65,000円

(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて50万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加するもの	1件につき53,000円
(3) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加するもの	1件につき44,000円
(4) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加するもの	1件につき31,000円
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加するもの	1件につき18,000円
(6) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて25,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加するもの	1件につき14,000円
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加するもの	1件につき12,000円
(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加するもの	1件につき9,200円
(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加するもの	1件につき8,200円
(10) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて200立方メートル未満増加するもの	1件につき5,100円
(11) その他のもの	1件につき3,200円
3 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に規定する者	
(1) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たな設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この表において同じ。）と比べて3,000トン以上増加するもの	1件につき69,000円
(2) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力と比べて1,000トン以上3,000トン未満増加するもの	1件につき62,000円
(3) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力と比べて300トン以上1,000トン未満増加するもの	1件につき55,000円
(4) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力と比べて100トン以上300トン未満増加するもの	1件につき38,000円
(5) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力と比べて100トン未満増加するもの	1件につき30,000円
(6) その他のもの	1件につき16,000円

(138) 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガス貯蔵所の設置の許可 1件につき25,000円

(139) 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく高圧ガス貯蔵所の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積と比べて増加するもの 1件につき14,000円

イ その他のもの 1件につき11,000円

(140) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- (昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 1件につき6,100円
- イ その他のもの 第136号又は第138号に定める額の4分の3の額
- (141) 高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 1件につき6,100円
- イ その他のもの 第137号又は第139号に定める額の4分の3の額
- (142) 高压ガス保安法第22条第1項の規定に基づく高压ガス及びその容器の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量10トン以上)の高压ガス 1件につき27,000円
- イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高压ガス 1件につき21,000円
- ウ 容積300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高压ガス 1件につき13,000円
- (143) 高压ガス保安法第29条第3項(高压ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高压ガス製造保安責任者免状又は高压ガス販売主任者免状の交付 1件につき3,400円
- (144) 高压ガス保安法第29条第5項(高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高压ガス製造保安責任者免状又は高压ガス販売主任者免状の再交付 1件につき2,400円
- (145) 高压ガス保安法第31条第2項(高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円
- イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円
- ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円
- エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円
- オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400円
- カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円
- キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円
- (146) 高压ガス保安法第35条第1項の規定に基づく保安検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 高压ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者(2に掲げる者を除く。)	
(1) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき610,000円
(2) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき370,000円
(3) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき250,000円
(4) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき150,000円
(5) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき120,000円
(6) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき95,000円
(7) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき75,000円
(8) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき60,000円

(9) 処理容積が ³ 100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき33,000円
2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備のみを使用するもの	
(1) 処理容積が ³ 1,000万立方メートル以上の設備	1 件につき95,000円
(2) 処理容積が ³ 500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1 件につき80,000円
(3) 処理容積が ³ 100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1 件につき64,000円
(4) 処理容積が ³ 50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1 件につき47,000円
(5) 処理容積が ³ 10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1 件につき31,000円
(6) 処理容積が ³ 25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1 件につき22,000円
(7) 処理容積が ³ 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1 件につき20,000円
(8) 処理容積が ³ 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき15,000円
(9) 処理容積が ³ 200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき12,000円
(10) 処理容積が ³ 100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき7,700円
3 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に規定する者	
(1) 冷凍能力が ³ 3,000トン以上の設備	1 件につき120,000円
(2) 冷凍能力が ³ 1,000トン以上3,000トン未満の設備	1 件につき95,000円
(3) 冷凍能力が ³ 300トン以上1,000トン未満の設備	1 件につき76,000円
(4) 冷凍能力が ³ 100トン以上300トン未満の設備	1 件につき60,000円
(5) 冷凍能力が ³ 20トン以上100トン未満の設備	1 件につき42,000円

(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器	
(1) 内容積500リットルの容器	1 個につき16,000円
(2) 内容積500リットル未満の容器	1 個につき6,600円
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (1に掲げるものを除く。)	
(1) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器	1 個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
(2) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1 個につき320円
(3) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1 個につき260円
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1 個につき180円
(5) 内容積1リットル未満の容器	1 個につき150円
3 高強度鋼容器 (1又は2に掲げるものを除く。)	
(1) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器	1 個につき220円に10リットル又は10リットルに満た

	ない端数を増すごとに4円を 加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき220円
(3) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
(4) 内容積1リットル未満の容器	1個につき140円
4 その他の容器	
(1) 内容積500リットルの容器	1個につき7,100円
(2) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき800円
(3) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき210円
(4) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
(5) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円
(6) 内容積1リットル未満の容器	1個につき90円

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器	
(1) 内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加算した額
(2) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき16,000円
(3) 内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(1に掲げるものを除く。)	
(1) 内容積150リットル以上の容器	1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
(2) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
(3) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき180円
(5) 内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
3 高強度鋼容器(1又は2に掲げるものを除く。)	
(1) 内容積30リットル以上の容器	1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき220円
(3) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
(4) 内容積1リットル未満の容器	1個につき140円
4 その他の容器	

(1) 内容積1,000リットル以上の容器	1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加算した額
(2) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき7,100円
(3) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき800円
(4) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき210円
(5) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
(6) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円
(7) 内容積1リットル未満の容器	1個につき90円

(149) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定に基づく附属品の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器の附属品 1個につき31円

(イ) 内容積150リットル未満の容器の附属品 1個につき24円

イ その他の容器の附属品

(ア) 内容積500リットルの容器の附属品 1個につき540円

(イ) 内容積500リットル未満の容器の附属品 1個につき21円

(150) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア) 内容積150リットル以上の容器の附属品 1個につき31円

(イ) 内容積150リットル未満の容器の附属品 1個につき24円

イ その他の容器の附属品

(ア) 内容積1,000リットル以上の容器の附属品 1個につき1,100円

(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器の附属品 1個につき540円

(ウ) 内容積500リットル未満の容器の附属品 1個につき21円

(151) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第50条第3項の規定に基づく容器検査所の登録又はその更新 1件につき16,000円

(152) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第54条第2項の規定に基づく刻印又は標章の掲示 1個につき1,400円

(153) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可 1件につき85,000円

(154) 武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可 1件につき73,000円

(155) 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の製造又は販売の事業の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造の事業 1件につき36,000円

イ 販売の事業 1件につき25,000円

(156) 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく工場又は事業場の移転の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造の事業 1件につき78,000円

イ 販売の事業 1件につき61,000円

(157) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付 次に掲げ

る区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種電気工事士免状 1件につき5,900円

イ 第2種電気工事士免状 1件につき5,200円

(158) 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付
1件につき2,600円

(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,000円

(160) 液化石油ガス法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録 1件につき31,000円

(161) 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 1件につき630円

イ 登録簿の閲覧 1件につき460円

(162) 液化石油ガス法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定 1件につき34,000円に、保安業務区分の
数を6,900円に乗じた額を加算した額

(163) 液化石油ガス法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新 1件につき14,000円に、保安業務
区分の数を6,900円に乗じた額を加算した額

(164) 液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可
1件につき20,000円に、保安業務区分の数を6,900円に乗じた額を加算した額

(165) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、そ
れぞれに定める額

ア 販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 1件につき55,000円

イ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 1件につき80,000円

ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 1件につき110,000円

(166) 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可 1件につき
21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額

(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項(液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の
規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 貯蔵施設又は特定供給設備 1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた
額

イ 充てん設備 1件につき19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額

(168) 液化石油ガス法第37条の3第1項(液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)の
規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る完成検査

(ア) 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づく完成検査を受け、同法第8条第1号の技術
上の基準に適合していると認められたもの(以下「完成検査合格施設」という。) 1件につき5,800円
に完成検査合格施設の数に乗じた額

(イ) 完成検査合格施設以外のもの 1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額

イ 液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る完成検査

(ア) 完成検査合格施設 1件につき5,800円に完成検査合格施設の数に乗じた額

(イ) 完成検査合格施設以外のもの 1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を
乗じた額

ウ 液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る完成検査 1件につき36,000円に充てん設備の数を乗じ
た額

エ 液化石油ガス法第37条の4第3項の許可に係る完成検査 1件につき27,000円に変更に係る充てん設備
の数を乗じた額

- (169) 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく液化石油ガスの充てん設備の許可 1件につき28,000円に充てん設備の数を乗じた額
- (170) 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づく液化石油ガスの充てん設備の保安検査 1件につき27,000円に充てん設備の数を乗じた額
- (171) 液化石油ガス法第38条の4第1項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付 1件につき3,300円
- (172) 液化石油ガス法第38条の4第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付又は書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 免状の再交付 1件につき2,300円
 - イ 免状の書換え交付 1件につき1,200円
- (173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円
- (174) 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。)第3条第1項の規定に基づく電気工事業の登録 1件につき22,000円
- (175) 電気工事業法第3条第3項の規定に基づく電気工事業の更新の登録 1件につき12,000円
- (176) 電気工事業法第10条第2項の規定に基づく電気工事業の登録証の訂正 1件につき2,200円
- (177) 電気工事業法第12条の規定に基づく電気工事業の登録証の再交付 1件につき2,200円
- (178) 電気工事業法第16条の規定に基づく電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき600円
 - イ 登録簿の閲覧 1件につき440円
- (179) 計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額)

区 分	金 額
1 タクシーメーター	1個につき550円
2 質量計	
(1) 非自動はかり	
ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
(ア) ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき1,050円
(イ) ひょう量が30キログラムを超え、100キログラム以下のもの	1個につき1,250円
(ウ) ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個につき1,650円
(エ) ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個につき2,050円
(オ) ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき2,350円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
(ア) ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき100円
(イ) ひょう量が10キログラムを超えるもの	1個につき190円
ウ その他のもの	
(ア) ひょう量が5キログラム以下のもの	1個につき150円
(イ) ひょう量が5キログラムを超え、20キログラム以下のもの	1個につき190円

(ウ) ひょう量が20キログラムを超え、50キログラム以下のもの	1個につき250円
(エ) ひょう量が50キログラムを超え、100キログラム以下のもの	1個につき340円
(オ) ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個につき520円
(カ) ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個につき900円
(キ) ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの	1個につき1,550円
(ク) ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの	1個につき2,450円
(ケ) ひょう量が2トンを超え、5トン以下のもの	1個につき6,150円
(コ) ひょう量が5トンを超え、10トン以下のもの	1個につき7,750円
(サ) ひょう量が10トンを超え、20トン以下のもの	1個につき11,400円
(シ) ひょう量が20トンを超え、30トン以下のもの	1個につき14,150円
(ス) ひょう量が30トンを超え、40トン以下のもの	1個につき18,900円
(セ) ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	1個につき21,300円
(ソ) ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき37,800円
(2) 分銅	
ア 表す質量が200グラム以下のもの	1個につき20円
イ 表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき220円
(3) 定量おもり又は定量増おもり	
ア 質量が5キログラム以下のもの	1個につき20円
イ 質量が5キログラムを超え、20キログラム以下のもの	1個につき90円
ウ 質量が20キログラムを超えるもの	1個につき290円
3 体積計	
(1) 燃料油メーター	
ア 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	1個につき590円
イ その他のもの	
(ア) 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1個につき1,550円
(イ) 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの	1個につき2,050円
(2) 液化石油ガスメーター	1個につき6,400円
4 その他のもの	その都度知事が定める額

(180) 計量法第16条第3項の規定に基づく装置検査 1個につき700円

(181) 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（1の項に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、同表の右欄に定める額の2倍の額）

区 分	金 額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式的もの又は光電式的のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき1,400円
イ ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個につき1,800円
ウ ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個につき2,200円
エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき3,100円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみ	1個につき250円

があるもの	
(3) その他のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき500円
イ ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個につき900円
ウ ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個につき1,500円
エ ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの	1個につき2,100円
オ ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの	1個につき3,700円
カ ひょう量が2トンを超え、5トン以下のもの	1個につき6,900円
キ ひょう量が5トンを超え、10トン以下のもの	1個につき10,700円
ク ひょう量が10トンを超え、20トン以下のもの	1個につき15,000円
ケ ひょう量が20トンを超え、30トン以下のもの	1個につき19,100円
コ ひょう量が30トンを超え、40トン以下のもの	1個につき21,600円
サ ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	1個につき29,800円
シ ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき51,200円
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき10円

(182) 計量法第91条第2項の規定に基づく検査 1件につき426,300円

(183) 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 タクシーメーター装置検査用基準器	1個につき13,400円
2 質量基準器	
(1) 基準手動天びん	
ア 感量が0.1ミリグラム以下のもの	1個につき24,500円
イ 感量が0.1ミリグラムを超え、1ミリグラム以下のもの	1個につき8,800円
ウ 感量が1ミリグラムを超えるもの	1個につき5,300円
(2) 基準台手動はかり	
ア ひょう量が1キログラム以下のもの	1個につき3,350円
イ ひょう量が1キログラムを超え、10キログラム以下のもの	1個につき5,300円
ウ ひょう量が10キログラムを超え、50キログラム以下のもの	1個につき7,800円
エ ひょう量が50キログラムを超え、200キログラム以下のもの	1個につき10,500円
オ ひょう量が200キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個につき14,000円
カ ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき14,000円に500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに6,900円を加算した額
(3) 基準直示天びん	
ア 感量(感量の表記のないものにあつては、最小の目量。以下(3)において同じ。)が0.1ミリグラム以下のもの	1個につき31,100円
イ 感量が0.1ミリグラムを超え、1ミリグラム以下のもの	1個につき11,400円

ウ 感量が1ミリグラムを超えるもの	1個につき7,900円
(4) 基準分銅	
ア 1級である旨の表記のあるもの	
(ア) 表す質量が200グラム以下のもの	1個につき3,200円
(イ) 表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき7,900円
イ 2級である旨の表記のあるもの	
(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき640円
(イ) 表す質量が5キログラムを超え、50キログラム以下のもの	1個につき780円
(ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの	1個につき8,800円
ウ 3級である旨の表記のあるもの	
(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき480円
(イ) 表す質量が5キログラムを超え、50キログラム以下のもの	1個につき650円
(ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの	1個につき7,100円
3 体積基準器のうち全量が0.25立方メートル以下の基準タンク	1個につき13,600円(2以上のゲージグラスを有するものにあつては、13,600円にゲージグラスが1増すごとに6,800円を加算した額)
4 その他のもの	その都度知事が定める額

- (184) 計量法第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録 1件につき53,800円
- (185) 計量法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正若しくは再交付又は登録簿の謄本の交付若しくは閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 登録証の訂正又は再交付 1件につき1,750円
 - イ 登録簿の謄本の交付 1枚につき760円
 - ウ 登録簿の閲覧 1件につき370円
- (186) 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査 第181号に定める額
- (187) 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の検査 1件につき7,400円
- (188) 計量法施行令(平成5年政令第329号)第41条第1項の規定により処理することとされている計量法第17条第1項の規定に基づく特殊容器の製造者の指定 1件につき162,600円
- (189) 計量法施行令第41条第2項の規定により処理することとされている計量法第127条第1項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定 1件につき2,550円
- (190) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定に基づく貸金業の登録 1件につき43,000円
- (191) 貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業の登録の更新 1件につき43,000円
- (192) 通訳案内業法(昭和24年法律第210号)第3条の規定に基づく通訳案内業の免許 1件につき5,100円
- (193) 通訳案内業法第9条の規定に基づく通訳案内業の免許証の再交付又は書換え交付 1件につき4,000円
- (194) 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項の規定に基づく旅行業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 旅行業の登録 1件につき23,000円
 - イ 旅行業者代理業の登録 1件につき15,000円
- (195) 旅行業法施行令第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の3第1項の規定

- に基づく旅行業の有効期間の更新の登録 1件につき17,000円
- (196) 旅行業法施行令第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の業務範囲の変更の登録 1件につき11,000円
- (197) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員の免許 1件につき2,300円
- (198) 職業能力開発促進法第28条第3項の規定に基づく職業訓練指導員免許証の再交付 1件につき2,000円
- (199) 職業能力開発促進法第30条第1項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 実技試験 1件につき15,800円
- イ 学科試験 1件につき3,100円
- (200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 実技試験 1件につき15,700円を超えない範囲内で知事が別に定める額
- イ 学科試験 1件につき3,100円
- (201) 職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付 1件につき2,000円
- (202) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第4号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円
- (203) 肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第3号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円
- (204) 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円
- イ 肥料取締法第4条第1項第4号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円
- (205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第5条第1項の規定により処理することとされている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 登録格付機関の登録 1件につき41,500円
- イ 登録格付機関の登録の更新 1件につき32,200円
- (206) 大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）第5条第1項の規定に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録 1件につき2,600円
- (207) 大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和36年政令第417号）第10条の規定に基づく集荷業者の登録証の書換え交付 1件につき1,300円
- (208) 大豆なたね交付金暫定措置法施行令第10条の2の規定に基づく集荷業者の登録証の再交付 1件につき2,000円
- (209) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第35条第1項の規定に基づく販売業の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 卸売業 1件につき100,000円
- イ 小売業 1件につき4,000円に、販売所の数を5,000円に乗じた額を加算した額
- (210) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録 1件につき5,000円に所在地が変更される販売所の数（新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。）を乗じた額
- (211) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 家畜の取引の業務(家畜商法施行規則(昭和37年農林省令第4号)第5条に規定する業務に限る。以下この号において同じ。)に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上であるもの 1件につき2,500円
- イ 家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が1人以上4人以下であるもの 1件につき1,900円
- ウ その他のもの 1件につき1,600円
- (212) 家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づく講習会の実施 1件につき3,540円
- (213) 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付 1件につき1,000円
- (214) 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付 1件につき1,100円
- (215) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許 1件につき1,800円
- (216) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 家畜人工授精に関する講習会 1件につき17,160円
- イ 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会
- (ア) 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第24条の2第3項に規定する者 1件につき27,850円
- (イ) その他の者 1件につき45,010円
- ウ 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会
- (ア) 家畜改良増殖法施行規則第24条の2第5項に規定する者 1件につき10,800円
- (イ) その他の者 1件につき55,810円
- (217) 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可 1件につき5,700円
- (218) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第4条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付 1件につき760円
- (219) 家畜改良増殖法施行令第5条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付 1件につき760円
- (220) 家畜改良増殖法施行令第8条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき1,700円
- (221) 家畜改良増殖法施行令第9条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき1,700円
- (222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,000円
- (223) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 結核病 1件につき240円
- イ ブルセラ病 1件につき240円
- ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,200円
- エ 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢) 1件につき43円
- オ 腐蝕病 1件につき60円
- カ マイコプラズマ病 1件につき43円
- キ ヨーネ病
- (ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき630円
- (イ) ヨーニン検査 1件につき100円
- ク 豚コレラ 1件につき260円
- (224) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜に対する注射、薬浴又は投薬 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 注射

- (ア) 豚コレラ 1件につき120円
- (イ) 炭疽 1件につき170円
- (ウ) 豚の流行性脳炎 1件につき190円
- (エ) 気腫疽 1件につき270円
- (オ) 牛流行熱 1件につき440円
- (カ) イバラキ病 1件につき450円
- (キ) ニューカッスル病 1件につき5円
- (ク) 豚丹毒 1件につき150円
- (ケ) アカバネ病 1件につき1,100円
- (コ) オーエスキー病 1件につき210円
- (サ) その他のもの 1件につき1,100円

イ 薬浴 1件につき200円

ウ 投薬 1件につき670円

(225) 家畜伝染病予防法第8条(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項及び第5条第1項の規定に基づく家畜の検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226) 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につき150円にほう群の数を乗じた額(その額が2,300円を超えるときは、2,300円)

(227) 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条の規定に基づく家畜市場の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 地域家畜市場 1件につき17,000円

イ その他の家畜市場 1件につき43,000円

(228) 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付 1件につき3,800円

(229) 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付 1件につき6,400円

(230) 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定 1羽につき40円

(231) 養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録 1件につき7,900円

(232) 養鶏振興法第7条第2項又は第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認 1件につき7,900円

(233) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第4条第1項の規定に基づく狩猟免許又は狩猟免状の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 狩猟免許

(ア) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第3項各号に掲げる者 1件につき3,900円

(イ) その他の者 1件につき5,300円

イ 狩猟免状の再交付 1件につき1,100円

(234) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条ノ4第2項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,900円

(235) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第1項の規定に基づく狩猟者の登録 1件につき1,900円

(236) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第2項の規定に基づく狩猟者登録証等の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録証の再交付 1件につき1,100円

イ 記章の再交付 1件につき1,000円

(237) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第13条の規定に基づく飼養許可証の発行 1件につき3,400円

(238) 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録 1件につき6,400円

(239) 林業種苗法第11条第1項の規定に基づく講習会の実施 1件につき14,000円

- (240) 林業種苗法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付 1件につき3,500円
- (241) 林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付 1件につき3,000円
- (242) 林業種苗法第20条第1項の規定に基づく指定採取源から採取された種苗である旨の証明 1件につき36,000円に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定めるところにより計算した額を加算した額
- ア 種穂
- (ア) 種子 1キログラムにつき5,900円
- (イ) 穂木 1万本につき5,100円
- イ 苗木
- (ア) 幼苗 1万本につき3,600円に証明に係る事実の確認の回数に乗じた額
- (イ) 幼苗以外の苗木 1万本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数に乗じた額
- (243) 漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づく漁業の免許 1件につき3,700円
- (244) 漁業法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可 1件につき3,700円
- (245) 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許 1件につき2,500円
- (246) 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可 1件につき1,200円
- (247) 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可 1件につき1,200円
- (248) 漁業法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可 1件につき2,500円
- (249) 漁業法第65条第1項の省令若しくは規則又は漁業法第66条第1項の規定に基づく漁業(総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。)の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 新たな許可 1件につき2,900円
- イ 変更の許可 1件につき2,400円
- (250) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本等の交付又は免許漁業原簿等の閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき520円
- イ 免許漁業原簿又はその附属書類の閲覧 1件につき280円
- (251) 漁船法(昭和25年法律第178号)第9条第1項の規定に基づく漁船の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 無動力漁船 1隻につき4,600円
- イ 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき6,900円
- ウ 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき7,400円
- エ 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき7,900円
- (252) 漁船法第11条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付 1隻につき2,400円
- (253) 漁船法第11条の2の規定に基づく漁船及び登録票の検認 1隻につき3,600円
- (254) 漁船法第14条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 無動力漁船 1隻につき2,300円
- イ 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき3,400円
- ウ 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき3,700円
- エ 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき4,000円
- (255) 漁船法第18条の規定に基づく漁船の登録の謄本の交付 用紙1枚につき440円
- (256) 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「小型船舶令」という。)第2条第1項の規定に基づく船籍票の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 知事が船舶の検査を行う場合 1隻につき43,000円
 イ 知事が船舶の検査を行わない場合 1隻につき8,600円
- (257) 小型船舶令第2条第3項（小型船舶令第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく船舶の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査 1隻につき37,000円
 イ その他の検査 1隻につき26,000円
- (258) 小型船舶令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行うとき。 1隻につき28,000円
 イ 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行わないとき。 1隻につき4,300円
 ウ その他の場合 1隻につき4,300円
- (259) 小型船舶令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 1隻につき4,300円
 (260) 小型船舶令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付 1隻につき4,300円
 (261) 小型船舶令第7条の規定に基づく船籍票の再交付 1隻につき4,300円
 (262) 小型船舶令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認 1隻につき13,000円
 (263) 小型船舶令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき1,000円
 (264) 小型船舶令第9条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 1隻につき37,000円
 イ その他の容積の測度 1隻につき26,000円
- (265) 輸出水産物の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録 1件につき12,000円
- (266) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 既に受けている許可と建設業法第3条第1項各号に掲げる区分が同じであるもの 1件につき50,000円
 イ その他のもの 1件につき90,000円
- (267) 建設業法第3条第3項の規定に基づく建設業の許可の更新 1件につき50,000円
 (268) 建設業法第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）に関する証明書の交付 1通につき400円
 (269) 建設業法第25条第2項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争のあっせん、調停又は仲裁 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア あっせん あっせんを求める事項の価額（当該価額を算定することができないときは、500万円）をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額（あっせんを求める事項の価額を増加する場合にあっては、増加後の価額に基づき計算した額から既に納められている手数料の額を控除した額）

100万円以下の金額	10,000円
100万円を超え、500万円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに20円
500万円を超え、2,500万円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに15円
2,500万円を超える金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに10円

イ 調停 調停を求める事項の価額（当該価額を算定することができないときは、500万円）をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額（調停を求める事項の価額を増加する場合にあっては、増加後の価額に基づき計算した額から既に納められている手数料の額を控除した額）

100万円以下の金額	20,000円
100万円を超え、500万円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに40円
500万円を超え、1億円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに25円
1億円を超える金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに15円

ウ 仲裁 仲裁を求める事項の価額（当該価額を算定することができないときは、500万円）をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額（仲裁を求める事項の価額を増加する場合にあっては、増加後の価額に基づき計算した額から既に納められている手数料の額を控除した額）

100万円以下の金額	50,000円
100万円を超え、500万円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに100円
500万円を超え、1億円以下の金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに60円
1億円を超える金額	10,000円又は10,000円に満たない端数を増すごとに20円

(270) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査 1件につき24,400円に、審査を受けようとする建設工事の種類の数に2,500円を乗じた額を加算した額

(271) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査に関する証明書の交付 1通につき400円

(272) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2第2項の規定に基づく紛争のあっせん 1件につき93,000円

(273) 土地収用法第17条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の認定 1件につき120,000円

(274) 土地収用法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく収用又は使用の裁決の申請に対する審査 損失補償の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

10万円以下の金額	56,400円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに5,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	500円に10万円に達するごとに7,100円を加算した額
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに7,100円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに10,000円
1億円を超える金額	0円

(275) 土地収用法第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）及び同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく損失の補償の裁決の申請に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 損失補償の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

5,000円以下の金額	3,000円
5,000円を超え、5万円以下の金額	5,000円に達するごとに2,600円
5万円を超え、10万円以下の金額	1万円に達するごとに6,000円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに5,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	500円に10万円に達するごとに7,100円を加算した額
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに7,100円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに10,000円
1億円を超える金額	0円

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第52条の4第2項（同法第57条の5において準用する場合を含む。）及び第68条第3項において準用する同法第28条第3項の規定に基づく申請に係るもの アに定める額の2分の1の額

ウ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第85条第1項の規定に基づく申請に係るもの アに定める額の2分の1の額

エ 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第9条第5項（同法第20条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請に係るもの アに定める額の2分の1の額

オ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第12条第4項において準用する同法第6条第6項の規定に基づく申請に係るもの アに定める額の2分の1の額

(276) 土地収用法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の確認の申請に対する審査 1件につき26,000円

(277) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）第8条第1項（同令附則第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく建設機械の打刻 1個につき36,000円

(278) 建設機械抵当法施行令第8条第2項（同令附則第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく建設機械の検認 1個につき36,000円

(279) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録 1件につき33,000円

(280) 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の更新の登録 1件につき26,000円

(281) 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき680円

イ 登録簿の閲覧 1件につき430円

(282) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により行う同条第1項の規定に基づく車両の通行の許可 1件につき1,500円

(283) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定に基づく開発行為の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
-----	-----

1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う

開発行為

(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき8,600円
(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき22,000円
(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき43,000円
(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき86,000円
(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円
(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき170,000円
(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき220,000円
(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき300,000円

2 主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき13,000円
(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき30,000円
(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき65,000円
(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき120,000円
(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき200,000円
(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき270,000円
(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき340,000円
(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき480,000円

3 その他の開発行為

(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき86,000円
(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円
(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき190,000円
(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき260,000円
(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき390,000円
(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき510,000円
(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき660,000円
(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき870,000円

(284) 都市計画法第35条の2第1項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発行為の変更の許可 1件につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を合算した額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円）

1 開発行為に関する設計の変更（2に掲げる変更のみに該当するものを除く。）	開発区域の面積（2に掲げる変更を伴うものにあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴うものにあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号に定める額の10分の1の額
2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで（同法附則第5項において	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に定める額

準用する場合を含む。)に掲げる事項 の変更	
3 その他の事項の変更	10,000円

- (285) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築の許可 1件につき46,000円
- (286) 都市計画法第42条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の許可 1件につき26,000円
- (287) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築物の建築等の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の建築物又は特定工作物 1件につき6,900円
- イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の建築物又は特定工作物 1件につき18,000円
- ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の建築物又は特定工作物 1件につき39,000円
- エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の建築物又は特定工作物 1件につき69,000円
- オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の建築物又は特定工作物 1件につき97,000円
- (288) 都市計画法第43条第1項第6号ロの規定に基づく宅地の確認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 面積が1ヘクタール未満の宅地 1件につき7,400円
- イ 面積が1ヘクタール以上の宅地 1件につき12,000円
- (289) 都市計画法第45条（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為及び主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1件につき1,700円
- イ 主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 1件につき2,700円
- ウ その他の開発行為 1件につき17,000円
- (290) 都市計画法第47条第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円
- (291) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業の登録 1件につき18,000円
- (292) 採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定 1件につき6,700円
- (293) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施 1件につき8,000円
- (294) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可 1件につき52,000円
- (295) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可 1件につき33,000円
- (296) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業の登録 1件につき13,000円
- (297) 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定 1件につき8,400円
- (298) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の実施 1件につき7,600円
- (299) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可 1件につき37,000円
- (300) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可 1件につき17,000円
- (301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項又は第3項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の免許 1件につき18,000円
- (302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき13,900円

- (303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく1級建築士事務所等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 1級建築士事務所 1件につき15,000円
 - イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき10,000円
- (304) 建築士法第23条第3項の規定に基づく1級建築士事務所等の更新の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 1級建築士事務所 1件につき15,000円
 - イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき10,000円
- (305) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円
- (306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円
- (307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施 1件につき7,000円
- (308) 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者の登録 1件につき37,000円
- (309) 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく宅地建物取引主任者の登録の移転 1件につき8,000円
- (310) 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付 1件につき4,500円
- (311) 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の有効期間の更新 1件につき4,500円
- (312) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の造成宅地 1件につき130,000円
 - イ 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の造成宅地 1件につき190,000円
 - ウ 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の造成宅地 1件につき260,000円
 - エ 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の造成宅地 1件につき390,000円
 - オ 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の造成宅地 1件につき510,000円
 - カ 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の造成宅地 1件につき660,000円
 - キ 面積が10ヘクタール以上の造成宅地 1件につき870,000円
- (313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 床面積の合計が100平方メートル以下の新築住宅 1件につき6,200円
 - イ 床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下の新築住宅 1件につき8,600円
 - ウ 床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の新築住宅 1件につき13,000円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下の新築住宅 1件につき35,000円
 - オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下の新築住宅 1件につき43,000円
 - カ 床面積の合計が5万平方メートルを超える新築住宅 1件につき58,000円
- (314) 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)第3条第1項の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可 1件につき80,000円
- (315) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可 1件につき80,000円
- (316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与 1件につき3,300円

- (317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与 1件につき3,300円
- (318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,700円
- (319) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の実施 1件につき1,700円
- (320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換え交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 免許状の書換え交付 1件につき870円
- イ 免許状の再交付 1件につき1,100円
- (321) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録 1件につき6,300円
- (322) 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の登録証の再交付 1件につき3,500円
- (323) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認 1件につき800円

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

- (1) 行政書士法第4条第1項の規定により自治大臣の指定する者に行政書士試験の施行に関する事務を行わせる場合における前項第1号の手数料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者
- (2) 食鳥検査法第21条第1項の規定により厚生大臣の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料 食鳥検査に関する事務を行う者
- (3) 消防法第13条の5第1項の規定により自治大臣の指定する者に危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第117号の手数料 危険物取扱者試験の実施に関する事務を行う者
- (4) 消防法第17条の9第1項の規定により自治大臣の指定する者に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第121号の手数料 消防設備士試験の実施に関する事務を行う者
- (5) 火薬類取締法第31条の2第1項の規定により通商産業大臣の指定する者に火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行わせる場合における前項第132号アの手数料 火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者
- (6) 高圧ガス保安法第31条の2第1項の規定により高圧ガス保安協会又は通商産業大臣の指定する者に製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行わせる場合における前項第145号の手数料 製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者
- (7) 液化石油ガス法第38条の6第1項の規定により高圧ガス保安協会又は通商産業大臣の指定する者に液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第173号の手数料 液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行う者
- (8) 職業能力開発促進法第64条第4項の規定により鳥取県職業能力開発協会に技能検定試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第200号の手数料 鳥取県職業能力開発協会
- (9) 建設業法第27条の24第1項の規定により建設大臣の指定する者に経営状況の分析を行わせる場合における前項第270号の手数料(1件につき15,900円に限る。) 経営状況の分析を行う者
- (10) 建築士法第15条の17第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第302号の手数料 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行う者
- (11) 宅地建物取引業法第16条の2第1項の規定により建設大臣の指定する者に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第307号の手数料 宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行う者

(手数料の減免)

第3条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(経費の徴収)

第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる事務に関し旅費その他の経費を支出した場合において必要があると認めるときは、手数料のほかに当該経費を徴収することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和35年鳥取県条例第18号)
- (2) 鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例(平成10年鳥取県条例第14号)
- (3) 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例(昭和62年鳥取県条例第2号)
- (4) 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(昭和62年鳥取県条例第27号)
- (5) 鳥取県建設業許可等証明手数料条例(昭和47年鳥取県条例第10号)
- (6) 鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和47年鳥取県条例第7号)